

定款変更(案)について

◆変更理由

現行定款の評議員の定数規定は会員数が 4000 名程度の頃に制定された為、現在の会員数では定款に定める人数の評議員の選出が難航しているとの懸念が支部から寄せられた。この為、評議員の定数を下記のように変更したい。

◆変更案

現行定款	変更案
<p>—— 中 略 ——</p> <p>(評議員)</p> <p>第 37 条 本会に、任意の機関として、<u>130 名以上 150 名以内</u>の評議員を置く。</p> <p>—— 中 略 ——</p>	<p>—— 中 略 ——</p> <p>(評議員)</p> <p>第 37 条 本会に、任意の機関として、<u>60 名以上 80 名以内</u>の評議員を置く。</p> <p>—— 中 略 ——</p>
<p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 本会の最初の代表理事は、高橋 英明とする。</p> <p>3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>4 社団法人表面技術協会の諸規程等は、一般社団法人表面技術協会の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 本会の最初の代表理事は、高橋 英明とする。</p> <p>3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>4 社団法人表面技術協会の諸規程等は、一般社団法人表面技術協会の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。</p> <p><u>5 評議員の定数の上限は、第 37 条の規定にかかわらず、第 77 回通常総会で決定した評議員の任期が満了するまで 150 名とする。</u></p>
<p>[変更履歴]</p> <p>平成 25 年 2 月 27 日 第 64 回通常総会 第 13 条 総会の開催期日を 3 ヶ月以内に変更。 令和 5 年 2 月 28 日 第 74 回通常総会 第 36 条 議長を出席した代表理事に変更。</p>	<p>[変更履歴]</p> <p>平成 25 年 2 月 27 日 第 64 回通常総会 第 13 条 総会の開催期日を 3 ヶ月以内に変更。 令和 5 年 2 月 28 日 第 74 回通常総会 第 36 条 議長を出席した代表理事に変更。 <u>令和 8 年 2 月 27 日 第 77 回通常総会 第 37 条 評議員の定数を変更。</u></p>